

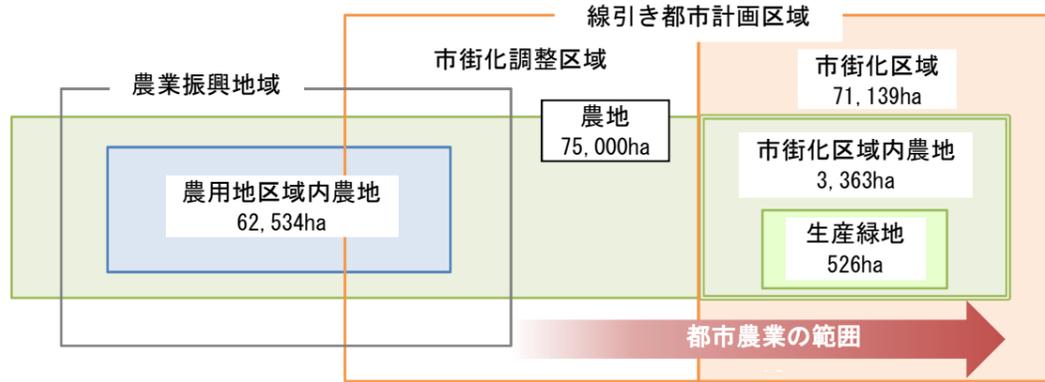
兵庫県都市農業振興基本計画の概要

1 都市農業をめぐる状況の変化

(1) 農業振興地域と都市計画区域

- ア 高度経済成長期の旺盛な宅地需要等に対応するため新都市計画法が制定され（S43）、市街化区域と市街化調整区域に区域区分（いわゆる線引き）
- イ 優良農地を保全し、農地の無秩序な開発を抑制するため農業振興地域の整備に関する法律が制定され（S44）、農業振興地域を指定
- ウ 都市農業は、農業政策及び都市政策の双方から過渡的な存在として位置付け
※ 農業振興地域内の農地転用には許可が必要（市街化区域内は届出で可）

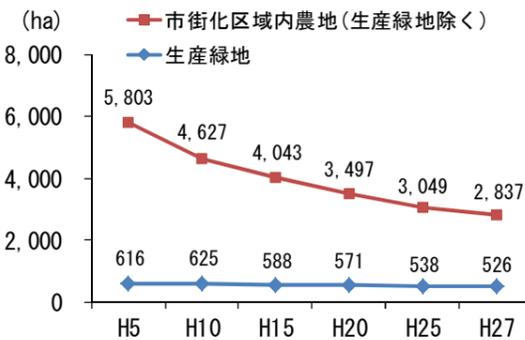
図1 農振法及び都市計画法による土地利用区分



(2) 生産緑地とその他の市街化区域内農地

- ア バブル期の地価高騰により開発圧力が高まったことから、三大都市圏特定市の市街化区域内農地においては、「保全する農地」と「宅地化する農地」に区分
- イ 「保全する農地」については、生産緑地として固定資産税の優遇及び相続税の納税猶予措置が講じられる一方、「宅地化する農地」は宅地並み課税や相続税の納税猶予不適用などにより宅地化を促進

図2 本県における市街化区域内農地面積の推移



(3) 都市政策の転換

- ア 人口減少と少子高齢化の進行により、農地の宅地化による都市の拡大から、人口規模や地域の特性に応じた都市政策へ転換

(4) 住民意識の変化

- ア かつては住宅難により都市農地の保全に否定的であったが、食の安全への意識の高まりや、農地の持つ防災機能への評価などから、都市農業の継続を希望

(5) 都市農業振興に係る政策の転換

- ア 都市農業の安定的な継続と多様な機能の発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、平成27年4月に「都市農業振興基本法」が制定され、翌28年5月には「都市農業振興基本計画」が閣議決定
- イ 都市農業を「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」と定義し、これまで「宅地化すべきもの」とされてきた市街化区域内農地を、都市農地として「あるべきもの」と位置付け、環境共生型の都市を形成するうえで農地を重要なものとする方向へ

(6) 基本法及び基本計画を受けた国の動き

- ア 相続税納税猶予について、農地を賃貸して営農継続する場合も対象とすることを検討
- イ (三大都市圏特定市以外の)市街化区域内農地の固定資産税について、負担軽減措置の拡充を検討
- ウ 税負担軽減の前提として、農地所有者が作成した営農計画を自治体が評価する仕組みを検討

2 本県における都市農業の現状

(1) 農地の状況

- ア 三大都市圏特定市では、市街化区域内農地の多くは生産緑地
- イ その他地域では、特定市に比べ多くの市街化区域内農地が残存

表1 市街化区域内農地面積 (H27.1)

区分	市街化区域 (ha)	
	市街化区域内農地	生産緑地
※三大都市圏特定市		
神戸市	20,378	223
尼崎市	4,670	93
西宮市	5,225	118
芦屋市	969	3
伊丹市	2,397	127
宝塚市	2,606	107
川西市	2,303	99
三田市	1,841	16
小計	40,389	785
明石市	3,889	246
加古川市	4,016	298
姫路市	11,058	1,142
その他	11,787	892
合計	71,139	3,363

※三大都市圏（首都圏・中部圏・近畿圏）のうち、中心となる都市及びその周辺の都市。兵庫県では、上記の8市（近畿圏整備法に定められた都市）。

(2) 生産の状況

- ア トマトやいちごなどの施設野菜、こまつなやほうれんそうなどの葉物野菜、いちじくやももなどの果樹等、多様な作物が生産され、卸売市場や直売所等に出荷
- イ 一部では、小規模ながら、消費地内の立地を生かした高収益な農業が経営されるが、大部分は自家消費の水稲栽培などを行う自給的農家

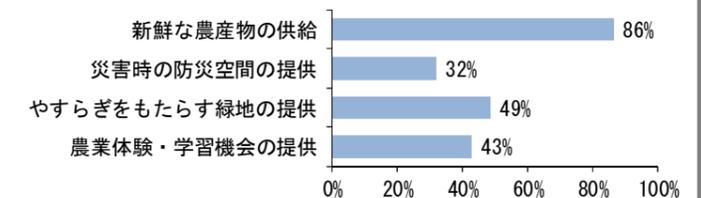
(3) 都市農業者のすがた（アンケート及び聞き取り調査より）

- ア 市街地の拡大や相続に伴い、農地は小規模化・分散化
- イ 市場、直売所、インショップ、レストラン等複数の出荷先を確保するとともに、自ら直売を手掛けるなど、消費地内の立地を生かした販売を展開
- ウ 機械作業は朝早く行わない、肥料はまいたら直ぐにすき込む、農薬散布は早朝に行うなど、周辺環境へ配慮し営農
- エ 日照や通風等物理的環境の悪化、ゴミ投棄や盗難、住民からの苦情など、都市農業特有の問題を抱える
- オ 当面は自家用・販売用の農産物を収穫するため営農を続ける意向を持ちながらも、後継者がいないなどの理由から、将来については、未定としている農家が多数
- カ 農地を維持する上では、相続税、固定資産税の負担が大きいことが支障

(4) 都市住民の意向（アンケート調査より）

- ア 多様な機能の発揮を期待（新鮮な農産物を供給する機能、生活に安らぎもたらず緑地空間としての機能、農業体験や学習の場としての機能、防災空間としての機能など）
- イ 多くの住民が都市部の農地を残すべきと回答

図3 都市農業に期待する機能



資料：総合農政課「都市農業に関するアンケート調査」(H28.6)

3 都市農業振興における課題

(1) 生産振興

- ア 農地が点在している都市農業では、生産規模の拡大よりも収益性を高める取組が必要
- イ 消費者ニーズに対し、直売所が不足していることから、販売機会の拡大を図ることが必要

(2) 担い手の確保・育成

- ア 円滑な事業継承への支援など、後継者を支える制度が必要
- イ 農業振興地域内と同様に後継者不足が深刻化しており、新たな担い手を確保することが必要
- ウ 地域の農業を維持発展させる意欲を持った新規参入者等の農地の確保が困難

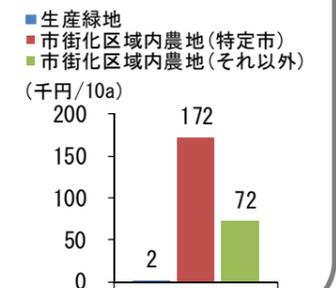
(3) 地域住民との共生・多様な機能の発揮

- ア 地域住民との話し合いや交流により相互理解を得ることが必要
- イ 大震災の経験や水田が多いという特性を生かした防災上の取組が必要
- ウ 農地の確保という点では、多数を占める自給的農家の営農継続が必要

(4) 税制等

- ア 特定市での相続税納税猶予の条件となる終身営農が、事業継承の際の障害となり、農地の流動化を妨げている
- イ 特定市以外の市街化区域内農地の固定資産税は、負担調整措置が講じられてきたものの年々上昇しており、農地を手放す要因となっている

図4 固定資産税額の状況



兵庫県都市農業振興基本計画の概要

4 都市農業振興の基本方向と施策

(1) 基本的な考え方

都市部において農業が、過渡的な存在でなく将来にわたり継続的に維持されるため、地域住民に必要とされる都市型の農業へと転換することが必要

(2) 基本計画における都市農業の定義 市街地及びその周辺の地域において行われる農業

(3) 計画期間 平成 28 年度から 37 年度 (2025 年) までの 10 年間

(4) 基本計画の位置付け

ア 基本法第 10 条に基づき定めるものであり、「ひょうご農林水産ビジョン」の分野別計画として、都市農業者や地域住民、行政や関係団体等を含めた全ての関係者の行動指針となるべきもの
イ 国の制度改正など、情勢変化により新たな対応が必要となった場合には、その時点で所要の見直しを実施

基本方向 1：産業としての持続的な発展

基本方向 2：営農の継続による多様な機能の発揮と農地の活用

基本方向 3：「農」のある暮らしづくり

多様な機能の発揮

地域住民と共生する
都市農業の振興

めざす姿： 地域住民と共生する都市農業の振興

基本方向 1 産業としての持続的な発展
(営農意欲の高い生産者)

(1) 収益性の高い農業の推進

- ① 野菜等園芸作物の生産拡大
ア 施設野菜や葉物野菜等の生産拡大 (パイプハウスの整備等)
イ 多様なニーズに対応した果樹、花きの生産振興 (ニーズに合った品種への転換等)
- ② 高付加価値化の推進
ア ひょうご食品認証制度の推進 (認証取得によるブランド化、特産品化等)
イ 食品関連事業者との連携 (6次産業化、農商工連携による商品開発等)
ウ 伝統野菜の保存、復興 (料理レシピの提案、商工会等地域と連携した商品開発等)
- ③ 担い手の確保・育成
ア 後継者への円滑な経営継承、相続
イ 経営能力、生産技術向上のための指導、研修
ウ 認定農業者制度の推進
- ④ 住環境に配慮した営農
ア 地域住民に配慮した営農の推進 (袋詰め堆肥の使用や農業残渣の処分等)
- ⑤ 関連諸制度についての情報提供
ア 生産緑地や特定農地貸付、市民農園、税制等の情報提供

(2) 農産物の地元消費の推進

- ① 直売所、インショップ、マルシェ等販売機会の拡大
ア 直売所等の開設支援 (商店街の空き店舗の利用や空きスペースの活用等)
- ② 学校給食での利用促進
ア 教育委員会、学校給食関係者等が連携した地元農産物の利用促進
- ③ 地元産農産物に関する情報の発信
ア 飲食店等と連携した PR 活動の推進
イ 生産者による情報発信への支援 (HP や SNS の活用等)、地域住民との交流機会の創出

(3) 農業体験機会の提供による経営の多角化

- ① 体験型市民農園等の経営 (農家自らが営農の一環として経営等)
ア 広報活動、体験プログラム作成、関係法令等を学ぶ研修会等の開催

○ 計画推進にあたって必要な措置 (国への提案事項)

※ () 内は施策の例示

- 1 生産緑地制度の見直し
① 面積要件の緩和 (500m²→300m²) ② 「道連れ解除※」への対応
- 2 相続税納税猶予制度の見直し
① 貸借による営農継続の容認 ② 農業用施設 (農機具庫、集出荷施設等) 用地への対象拡大
- 3 固定資産税等の農地保有コストの低減
- 4 都市農地の貸し手と借り手を結び付ける仕組みづくり

※ 複数の生産者の農地を一団の農地として指定している場合、一部の生産者が農業経営を廃止した結果、残された農地が面積要件を満たさなくなり、指定が解除される

基本方向 2 営農の継続による多様な機能の発揮と農地の活用
(自給的農家・自営困難な農地所有者)

(1) 地域との共生による営農の継続

- ① 地域での直売活動の推進
ア 地元直売所やインショップ、飲食店への出荷推進 (出荷、販売方法に関する指導助言等)
イ 出荷グループの育成 (小規模農家の連携推進等)
ウ 品目拡大への技術支援 (地域のニーズに対応した品目の導入等)

(2) 「農」による多様な機能の発揮促進

- ① 「農」に親しむ楽農生活の推進
ア 貸付型市民農園等、農業体験の場の提供
イ 学校教育における学習機会の提供、食育の推進 (学童農園の設置等)
ウ 都市農業者と都市住民との交流促進
- ② 防災機能の発揮促進 (大震災の経験を踏まえた防災・減災対策の推進)
ア 総合治水の推進 (ため池や水田を活用した雨水貯留等)
イ 防災協力農地の取組推進 (立て札、災害井戸等の設置推進等)
- ③ 良好な景観形成や環境保全機能の発揮促進
ア 緑地空間の確保 (休閑期の景観作物の栽培等)
イ 人と環境にやさしい農業の推進 (環境負荷低減に配慮した技術導入等)

(3) 新たな担い手による農地の活用

- ① 多様な主体による都市農業の振興
ア 都市農地の貸し手と借り手のマッチング (斡旋窓口の設置等)
イ 福祉農園の整備推進 (障害者の雇用、高齢者の健康づくり等)
ウ 企業連携型市民農園による農業体験サービスの提供

基本方向 3 「農」のある暮らし
(地域住民)

(1) 地域農業に関する理解の促進

- ① 地元農産物の積極的な消費
- ② 楽農生活の実践
ア 地域農業への理解促進 (都市部の子供達が土や生き物に親しむ機会の提供等)
イ 農業作業体験機会の積極的な活用

(2) 「農」を通じた地域コミュニティの形成

- ① コミュニティ型市民農園の推進
ア 市民農園の開放によるコミュニティの活性化 (公共スペースの設置等)
- ② 未利用空間の農的活用
ア 自治会等によるコミュニティガーデン等の運営 (自治会や NPO、企業 CSR による空き地等の農的活用等)